

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係	
不利益処分名	監督処分徳島市立食肉センター条例第38条の規定に基づく監督処分	
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例	
根 拠 条 項	第38条	
連 絡 先	(電話 621-5245)	
処 分 基 準	<p>第38条 市長は、と畜業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第8条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてと畜場への入場の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第11条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の停止を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第15条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p> <p>4 市長は、付属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の停止を命ずることができる。</p> <p>5 と畜業者、卸売業者、買受人又は付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めてと畜場又は市場への入場を停止するほか、そのと畜業者、卸売業者、買受人又は付属営業人に対しても第1項から前項までの規定を適用する。</p> <p>6 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) せり人がせり売に関して委託者又は買受人と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。</p> <p>(3) せり人がその職務に関して委託者又は買受人から金品その他の利益を收受したとき。</p> <p>(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)